

令和3年度後期授業料免除申請要項

鹿児島工業高等専門学校

I 授業料免除申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

高等教育の修学支援新制度とは、認定要件を満たす学生が、家計状況で判定された支援区分に応じ、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができる制度になります。支援を受けるには、本人からの申請とともに日本学生支援機構給付奨学金への申請が必要です。**本制度による授業料等減免希望者は、日本学生支援機構給付型奨学金へ必ず申請してください。**

◎対象：4，5年生及び専攻科生

◎認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

－ 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

①採用時

次のいずれかに該当すること

- ・ 期末試験の成績（前期は前年度学年末試験、後期は前期末試験を対象とする）が、在学する学科等における上位2分の1以内に属すること
- ・ 在学生、編入生ともに上述の基準に満たさなかった場合でも、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※学修計画書は、日本学生支援機構給付奨学金の説明会時に配布します。

②採用後

採用された学生は、前期、後期に学業に関する適格認定が行われます。適格認定で、次の廃止区分に該当した場合には、支援が打ち切られます。一度支援が打ち切られると、再度支援を受けることができません。

区分	学業成績の基準
廃止	<ul style="list-style-type: none">・ 修業年限で卒業または終了できないことが確定したこと・ 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること・ 履修科目の授業への出席率が5割以下であること・ 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	<ul style="list-style-type: none">・ 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること・ GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること <p>※本校では前期は前年度学年末試験、後期は前期末試験の順位にて判定します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 履修科目の出席率が8割以下であることその他の学習意欲が低い状況にあると認められること

※令和2年度後期の適格認定で「警告」の判定を受けた学生のうち、令和3年度前期の適格認定で連続して「警告」の判定を受けた学生は、「廃止」区分に該当することになり、令和3年度後期からは授業料減免の支援が受けられなくなります。また、すでに「廃止」の判定を受けた学生は、再度、申請を行うことはできません。

(4) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額

支援区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額(上限の範囲内)
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

○資産基準

学生及び生計維持者(2人)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない)

※採用後は、提出いただいたマイナンバーから取得する課税情報と、申告いただいた資産状況を基に、毎年10月、支援区分の見直しが行われます。家計状況に変化が生じた場合には、支援内容が変更になることもございます。

2 提出書類

「提出書類」を参照してください。なお、提出した書類は返却しません。

3 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

4 その他

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・後期は令和3年10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

学資負担者が、納付期限前6月以内に死亡や風水害等の災害を受けた場合、もしくは失職等により著しい家計の急変があった場合には、他の授業料免除制度を申請することが可能です。対象となる方は、学生係にて資料を配布します。

Ⅱ 提出書類

1 全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 【対象：令和3年10月1日時点で高等教育の修学支援新制度の支援を受けていない学生】 ※既に「廃止」判定を受けた学生は除く	(A様式1)
	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書 【対象：令和3年10月1日時点で高等教育の修学支援新制度を受けている学生】	(A様式2)

2 該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	給付奨学生証のコピー	日本学生支援機構

< 提出期限等 >

提出先：学生課学生係

高等教育の修学支援新制度			
区分	学年	申請書類	提出期限
高等教育の修学支援新制度申請者	4年以上	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A様式1) 【対象：令和3年10月1日時点で高等教育の修学支援新制度の支援を受けていない学生】 ※既に「廃止」判定を受けた学生は除く	令和3年10月12日(火)
		大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書 (A様式2) 【対象：令和3年10月1日時点で高等教育の修学支援新制度を受けている学生】	令和3年10月6日(火)

(注)

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。
4. ご不明な点等ありましたら、学生課 (TEL : 0995-42-9015) までお問い合わせください。

Ⅲ 提出書類様式

(A様式1) 授業料免除申請書

(A様式2) 授業料免除継続申請書

〈参考〉 令和3年度後期授業料免除申請提出書類フローチャート(4, 5年生)

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ				入学年月	年 月 入学
	氏名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)				
	現住所	〒 ー 都道府県 市区町村				
	所属学部・学科等			学籍番号		
	学年	昼間・夜間・通信の別		<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む)	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数)		
			年 月～ 年 月 / 月			
	過去に本制度の入学料等減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない		
<p>機構の給付型奨学金に関する情報</p> <p>(いずれかの<input type="checkbox"/>に<input checked="" type="checkbox"/>印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。)</p> <p>※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること</p>						
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者						
【給付型奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者						
【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請日の日付は令和3年10月1日以降の日付を記載してください。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

私は貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦)	年 月 日生	(歳)		
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村	
	所属学部・学科等			学籍番号		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
	給付奨学金の奨学生番号					

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出(年1回)が必要です。家計急変による事由の場合は、(別紙1)に代えて(別紙2)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。)
- ※ 申請日の日付は令和3年10月1日以降の日付を記載してください。

高等教育の修学支援新制度について

1. 高等教育の修学支援新制度とは？

意欲と能力のある学生が、経済的な理由により進学、修学の継続を断念しないよう支援をするものです。高専では4年生以上から支援を受けることができます。

2. 支援制度の内容は？

授業料・入学料の減免



日本学生支援機構
給付型奨学金の支給

授業料・入学料の減免と、日本学生支援機構給付型奨学金の支給、2つの制度になります。支援の内容については下の表のとおりです。

支援区分	授業料の減免	日本学生支援機構給付型奨学金の支給（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	全額免除	17,500円	34,200円
第Ⅱ区分	2/3免除	11,700円	22,800円
第Ⅲ区分	1/3免除	5,900円	11,400円

※入学料の減免については、3年生から4年生へ進級するときは対象になりません。ただし、大学編入や、専攻科へ進学するときには、入学料減免を申請することができます。

3. どんな学生が支援を受けられる対象になるの？

学力基準、家計基準、両方とも基準を満たした学生全員が支援を受けることができます。

(1) 学力基準（①、②のどちらかを満たすこと）

①所属する学科内で成績が上位1/2以内であること。

②学習に対する意欲がレポートで確認できること。

(2) 家計基準（①、②どちらも満たすこと。裏面参考図参照）

①収入基準…今回の在学採用では令和3年度課税情報を基に審査されます。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)

※ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合は、各区分に該当しない場合があります。

②資産基準

本人と生計維持者が2人の場合は2,000万未満（生計維持者が1人の場合は1,250万未満）であること。

参考図 本人、生計維持者2名（1名は無収入）、高校生の家庭の場合



家庭の世帯構成によって収入・資産基準額が変わります。自分が家計基準の対象であるかどうかは、日本学生支援機構進学資金シミュレーターにて確認することができます。

●進学資金シミュレーター URL: <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

4. 支援期間はいつまで？

高等教育の修学支援新制度の支援期間は、申込のあった月から、本校卒業するまで支援を受けることができます。また、専攻科進学や大学に編入学する場合は、所定の手続きを行った上、引き続き進学先で支援を受け続けることができます。（大学院進学は不可）

ただし、支援を継続するには、適格認定（家計は年1回、学力は年2回）の要件を満たさなければなりません。適格認定（家計）は、支援区分の見直しが行われ、家計基準の要件を満たさなくなった場合には支援が停止されます。この場合は、次年度の適格認定（家計）で、家計基準の要件を、再度満たした場合には支援が再開されます。

適格認定（学業）は、前期末、学年末それぞれの成績や出席率を基に判定されます。学業不振による留年や、著しい成績不振（所属学科内の下位4分の1に属する）が連続する場合などが起きた時は、支援が打ち切られ、再度、支援を受けることはできなくなります。

5. 申請方法は？

高等教育の修学支援新制度について、学生を対象とした令和3年度日本学生支援機構給付奨学金在学採用の説明会を行います。そこで、申請方法・期日などについて詳しく説明しますので、申請を希望する方は、当日必ず説明会に参加してください。

説明会は、10月5日（火）昼休みの時間、大講義室で予定しております。正確な開始時刻は、まだ決定しておりませんので、HPや教室掲示等で、連絡致しますので、ご確認いただくようお願いします。

<参考> 後期授業料免除申請提出書類フローチャート（4年生・5年生）

